

「ひまわり認知症予防保険 生存給付金特則」変更のお知らせ

(2022年5月版)

- 「ひまわり認知症予防保険 生存給付金特則」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。まことに恐縮ですが、「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読・保管くださいますようお願いいたします。

なお、当該変更については、金融機関募集代理店、一般募集代理店で加入された契約者様には、影響はありません。

対象のご契約のしおり・約款	対象となる特則
・ 無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型） （001）（2022年4月版） （商品名：ひまわり認知症予防保険）	・ 生存給付金特則 第6条 ⑤～⑧ 削除 ・ 生存給付金特則 第6条 ⑨⇒⑤、⑩⇒⑥ 繰り上げ ・ 生存給付金特則 第10条以降 新設

【1】「生存給付金特則」の変更

1. 第6条 ⑤～⑧項を削除し、以降の項を繰り上げます。

2. 第10条 新設

（特則を更新または保険期間終身の特則へ変更する場合の取扱）

第10条 この保険契約が更新されるときは、この特則も更新されます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特則は更新されません。

- (1) 更新前のこの保険契約の保険料の払込が免除されている場合
- (2) 更新日に会社がこの特則の締結を取り扱っていない場合
- ② 更新後のこの特則の死亡保険金額、生存給付金額および満期保険金額の認知症診断保険金額に対する割合は更新前と同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後のこの特則の死亡保険金額、生存給付金額および満期保険金額の認知症診断保険金額に対する割合を変更することがあります。
- ③ この保険契約が保険期間が終身のこの保険契約に変更されるときは、この特則の保険期間も終身に変更されます。ただし、変更日に会社がこの特則の締結を取り扱っていない場合には、この特則の保険期間を終身に変更することはできません。
- ④ 前項による変更後のこの特則の死亡保険金額および生存給付金額の認知症診断保険金額に対する割合は変更前と同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、変更後のこの特則の死亡保険金額および生存給付金額の認知症診断保険金額に対する割合を変更することがあります。

3. 第11条 新設

（無配当選択緩和型定期保険へ変更する場合の取扱）

第11条 保険契約者は、前条第1項第2号の規定によりこの特則が更新されない場合、被保険者の同意および会社の承諾を得て、無配当選択緩和型定期保険普通保険約款に定めるところにより、この特則を無配当選択緩和型定期保険へ変更することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

- (1) 保険料の払込が免除されている場合
- (2) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
- (3) 変更日に会社が無配当選択緩和型定期保険の締結を取り扱っていない場合
- ② 本条による変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

4. 第12条 新設

(無配当選択緩和型終身保険へ変更する場合の取扱)

第12条 保険契約者は、第10条(特則を更新または保険期間終身の特則へ変更する場合の取扱)第3項の規定によりこの特則が保険期間が終身のこの特則に変更されない場合、被保険者の同意および会社の承諾を得て、無配当選択緩和型終身保険普通保険約款に定めるところにより、この特則を無配当選択緩和型終身保険へ変更することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

- (1) 保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
 - (3) 変更日に会社が無配当選択緩和型終身保険の締結を取り扱っていない場合
- ② 本条による変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

太陽生命保険株式会社

【本社】

〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【お客様サービスセンター】

電話番号 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時

(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)